

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 15 号）第 10 条

3 改正の趣旨

以下の 3 点を目的として規則改正を行う。

（1）申請時に必要な登記事項証明書の添付省略

規則第 15 条及び別表では、添付書面等の省略（申請等に必要な添付書類について、申請者が提供する情報等により、市が添付書類で確認すべき情報を情報システム等で確認できる場合には、当該書類の提出を省略できること）の対象となる書類名称とその措置（申請者が提供する情報等）を定めている。

令和 7 年度から、法務省が提供する登記情報連携システム（不動産及び商業登記に関する情報を、国や地方公共団体の職員が登記事項証明書の形式で確認・印刷できるシステム）が、地方公共団体においても利用可能となった。これにより、申請者から登記事項証明書の特定に必要な情報（所在地、不動産番号、会社法人等番号など）が提供されれば、本市においても登記事項証明書の内容を確認できることとなった。

このため、規則別表において、登記情報連携システムを活用した登記事項証明書の添付省略を可能とすることで市民の利便性向上等を図るため、規則改正を行う。

（2）条例等以外の手続への準用規定の追加

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「条例」という。）及び規則は、条例等に基づく手続を対象としており、同手続についてはオンライン化や添付書面等の省略が可能であるが、要綱等の内規に基づく手続については個別に内規を改正する必要があった。

これを解消し、事務の効率化とオンライン化の推進を図るため、条例等に基づかない手続についても、条例及び規則の規定を準用できるように新たな条項を追加する。

（3）電子署名に関する規定の整備

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、スマートフォンに搭載された「移動端末設備用署名用電子証明書」が新たに追加された。これにより、公的個人認証サービスの電子署名が、従来のマイナンバーカード

に搭載された署名用電子証明書に加え、スマートフォンに搭載された署名用電子証明書でも可能となった。

これを踏まえ、規則別表における電子署名に関する規定を見直し、いずれの署名用電子証明書でも対応可能とするために規則改正を行う。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- （１）規則別表に「不動産登記事項証明書」を追加し、当該書面等の省略に必要な措置として「登記事項証明書の特定に必要な情報（土地の所在地、建物の所在地及び家屋番号、不動産番号）の市長等への提供」を追加する。また、規則別表の「商業登記事項証明書」の省略に必要な措置として「会社法人等番号の市長等への提供」を追加する。
- （２）市長等が所管する手続のうち、条例の規定が適用されないものについても、オンラインの情報システムなどを利用して行う場合には、他の法令又は条例等に特別な定めがない限り、条例及び規則の規定を準用できるように新たな条項を追加する。
- （３）規則別表の「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」及び「印鑑登録証明書」の省略に必要な措置から「個人番号カードに記録された」を削除し、移動端末設備用電子証明書にも対応できるようにする。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 7 年 9 月頃